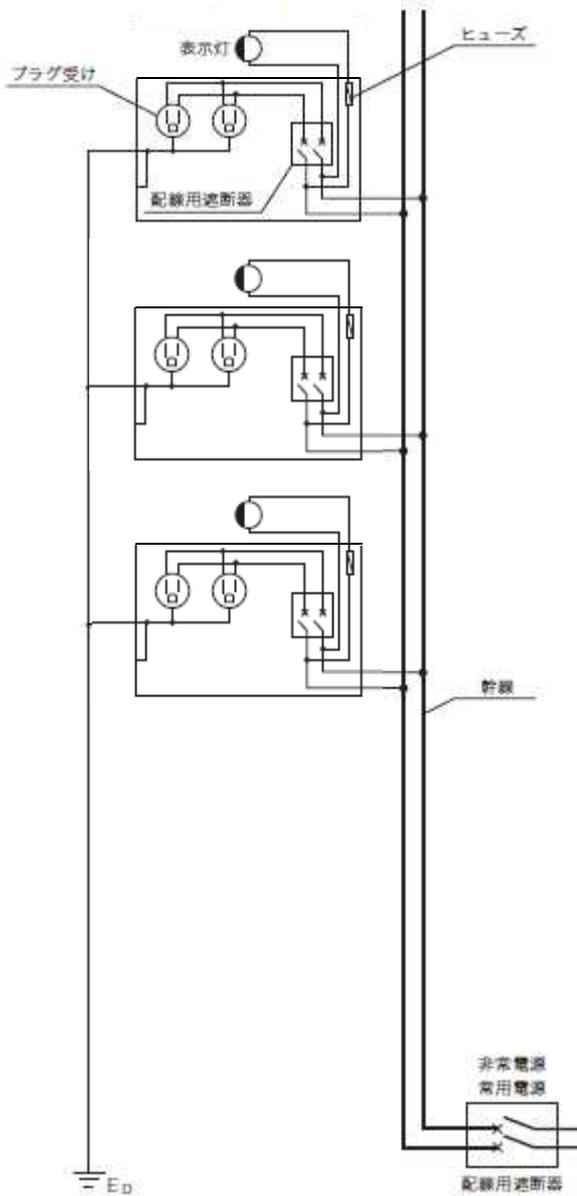


# 第 2 9 非常コンセント設備

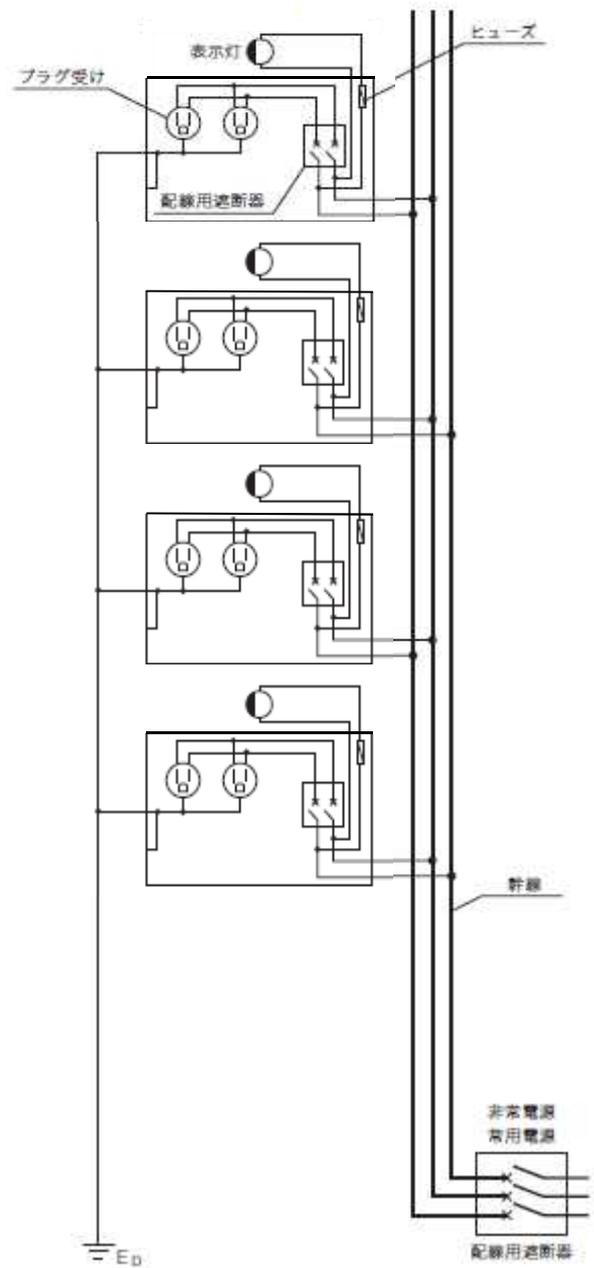
## 1 主な構成 (第 2 9 - 1 図)

第 2 9 - 1 図

単相 2 線式のもの



単相 3 線式のもの



## 2 設置位置等

設置位置等は、政令第 2 9 条の 2 によるほか次によること。

### (1) 建築物の階数

非常コンセント設備を設けなければならない建築物の階数については、建基政令第 2 条第 1 項第 8 号の規定によるものであること。

### (2) 非常コンセントの設置位置

非常コンセントの設置位置については、次によること。

ア 非常コンセントの設置階は、1 1 階以上の階及び地下街（延べ面積が 1, 0 0 0 m<sup>2</sup>以上のもの）の各階とすること。

#### イ 設置位置

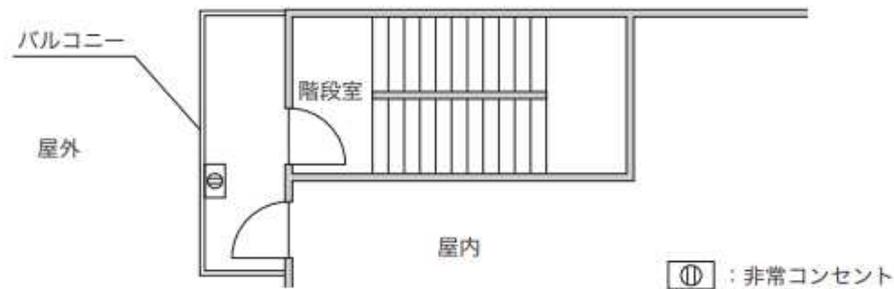
階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他次に掲げる場所で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設置すること。

(ア) 階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー又は階段室の付室から 5 m 以内の場所。★

(イ) 特別避難階段のバルコニー若しくは付室又は外気に有効に開放されている部分で、かつ、直通階段から 5 m 以内の位置（第 2 9 - 2 図参照）。★

### 第 2 9 - 2 図

(例 1) 特別避難階段のバルコニーに設ける場合



(例 2) 特別避難階段の付室に設ける場合

